## 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターヘルスケア製品の 地産地消導入事業費助成金交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター(以下「センターという。」は、県内企業等が自ら開発し、製造及び販売するヘルスケア製品の既存製品等との競争優位性を構築し、市場の獲得を支援するため、販売して間もない当該製品を県内病院、県内福祉施設及び県民にモニター価格で販売する事業(以下「助成対象事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 県内企業等 県内に本社又は事業所を有する中小企業(「中小企業基本法第2条 第1項各号に該当する会社及び個人事業主」をいう。)及びヘルスケ ア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内に本社又は 事業所を有する者その他、センター理事長(以下「理事長」という。) が適当と認める者
  - (2) ヘルスケア製品 医療福祉機器 (用具) 及びシステムをいう。
  - (3) モニター価格 ヘルスケア製品の定価の3/10を下限として申請者が設定した価格(消費税及び地方消費税相当分を除く。)をいう。

## (助成事業者等)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成事業者」という。)及び経費(以下「助成対象経費」という。)、助成率、助成金の額並びに助成限度額は、別表第1のとおりとする。

(欠格事由)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成事業者となることができない。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (4) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、

個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。) が暴力団員であるなど、 暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人又は個人

- (5) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している 法人又は個人
- (6) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している法人又は個人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人又は個人

(助成金の交付申請)

- 第5条 助成金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 助成金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 助成金交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める。

(助成金の交付の条件)

- 第6条 この助成金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。
  - (1) 助成対象事業の内容の変更(助成対象経費の総額の20%を超えない減額並びに助成金の交付の目的及び助成対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ理事長の承認を受けること。
  - (2) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ理事長の承認を受けること。
  - (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
  - (4) この助成金の交付を受けた経費に対し、重複してセンター及び他の実施団体(岐阜県並びに他の自治体及びその外郭団体等)の補助金・助成金等の交付を受けないこと。
  - (5) 助成対象事業により取得した財産を、販売した者に善良な管理者の注意をもって管理させるとともに、その効率的な運営を図らせること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合の申請書 の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第2号様式)

(2) 前項第2号の承認 事業中止 (廃止) 承認申請書 (別記第3号様式)

(申請の取下げ)

第7条 規程第8条第1項の理事長の定める期日は、助成金の交付の決定の日から 10日を経過する日とする。

(実績報告)

- 第8条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、助成対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、 当該承認を受けた日。以下この項及び第13条において同じ。)から起算して30日 を経過する日又は助成対象事業の完了の日の属する年度の2月28日のいずれか早 い日とする。

(助成金の交付時期等)

- 第9条 この助成金は、規程第14条の規定による助成金の額の確定後において交付する。
- 2 助成事業者は、別に理事長が指定するところにより、別記第5号様式による助成 金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第10条 規程第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規 定に該当するときは、理事長は、その者に対して、助成金の交付をしないものとす る。
- 2 理事長は、規程第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規程第17条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、理事長は、規程第 18条の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

(評価アンケート結果等の報告)

第11条 助成事業者は、助成対象事業の完了(廃止した場合を除く。以下この条において同じ。)の日から1年間分(半期に1回、計2回以上)の当該助成対象事業に係る評価アンケート結果及び状況について、助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の3月31日までに、別記第6号様式により速やかに理事長に報告しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 助成事業者は、助成対象事業により取得した財産のうち次に掲げる財産を、 理事長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、 廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 取得価格が50万円以上(消費税抜き)の機械及び重要な器具
- (2) その他理事長がこの助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- 2 理事長は、前項の承認に係る財産の処分により収入があったときは、助成事業者 に対し、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規程第22条の理事長の定める期間は、助成対象事業の完了の日の属する 年度の翌年度以後5年間とする。

(助成対象事業の表示)

第14条 助成事業者は、助成対象事業についてセンターからの助成金を受けて実施する、又は実施した旨を別表第2に定めるところにより表示するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、理 事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る助成金から適用する。

別表第1 (第3条関係)

助成事業者	県内企業等(岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークに 登録している者に限る。)
助成対象経費	自ら開発し、製造したヘルスケア製品(事業化後4年以内のものに限る。)を県内病院、県内福祉施設及び県民に販売するために必要な総原価(製造原価、一般管理費及び販売費、販売直接費並びに技術提携費をいう。以下同じ。)からモニター価格を控除した経費。ただし、総原価が定価を超える場合は、定価からモニター価格を控除した経費、消費税及び地方消費税相当分を除く。
助成率	2/3以内
助成金の額	助成対象経費に助成率を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)
助成限度額	2,000千円

## 別表第2 (第14条関係)

助成対象事業の標準的な表示方法	
チラシ、パンフレット、導入製品等	
表示	
表示内容	
この〇〇〇〇は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターからの助成金を 受けています。 〇年〇月〇日 助成事業者名	

- ア 表示方法は、チラシ、パンフレット、導入製品等に掲載する方法とする。
- イ 表示箇所は、紙面等の許す範囲とする。
- ウ 表示されたチラシ、パンフレット等については、第8条に規定する実績報告書 に添付すること。
- エ 導入製品等への表示については、導入製品等への表示が分かる写真を実績報告 書に添付すること。